

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成24年8月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に関しての奈良県警察との協議記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年8月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年9月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成24年9月12日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分を取り消し、主管課を安全・安心まちづくり推進課から子育て支援を所管する部署に変更し、奈良県警察との協議記録を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次

のとおりである。

道路交通法施行令（以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号は、幼児用補助装置の使用義務の免除を定めた規定であるが、当該規定は、「授乳」を除き何が日常生活上の世話に該当するか具体的に規定されていないことから、交通取締りを実施する奈良県警察は幼児の成長・発達上やむを得ないと認められる行為の検討に際して、あらかじめ専門的知見を有する知事部局の子育て支援を所管する部署と協議を行って然るべきである。よって、実施機関は、主管課を交通安全の普及・啓発を担当する部署から子育て支援を担当する部署に変更し、当該協議記録を開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

本件開示請求の対象となる文書は、幼児用補助装置使用義務の免除について定める施行令第26条の3の2第3項第5号の規定についての奈良県警察との協議に係る記録である。

知事部局においては、交通安全対策及び交通事故相談に係る事業を実施しており、具体的には、総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課において、奈良県交通安全計画の作成、県民への交通安全意識の普及・啓発事業等を実施している。同課の事業の中で幼児用補助装置使用の徹底に係る事項が含まれることがあるが、幼児用補助装置使用義務の免除について同課が奈良県警察と協議を行うことはない。したがって、同課においては、同号の規定についての奈良県警察との協議に係る記録を作成又は取得していない。

また、知事部局において、同課以外の所属が同号の規定について奈良県警察と協議を行うことは考えられない。

なお、異議申立人は、子育て支援を担当する部署において本件開示請求の対象文書を保有している旨主張しているが、知事部局において子育て支援に係る事業を実施している健康福祉部子ども・女性局子育て支援課においては、同号の規定について安全・安心まちづくり推進課を通さず直接奈良県警察と協議を行うことはない。

以上のことから、知事部局においては当該協議に係る記録を作成又は取得していないため本件開示請求について不開示決定を行ったものである。

2 口頭理由説明

安全・安心まちづくり推進課の所掌事務の一つに、「交通安全対策に関すること」がある。よって、幼児用補助装置使用義務などの交通安全対策に係る事項について、奈良県警察が実施機関に協議を行う場合には、同課が窓口となることから、当該協議の有無については同課において把握している。

また、同課に現存する文書には、施行令第26条の3の2第3項第5号に関する奈良県警察からの協議に係る記録は見当たらない。

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定される奈良県交通安全計画には、幼児用補助装置使用義務などに係る記述があるが、当該義務の免除規定である施行令第26条の3の2第3項第5号に係る記述はない。

同計画は、5か年の計画となっており、5年に一度、奈良県交通安全対策会議を開催し、審議を経て策定されている。

幼児用補助装置使用義務に係る規定を定めた道路交通法の一部を改正する法律（平成11年法律第40号）は、平成11年5月10日、当該使用義務の免除に係る規定を定めた道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第229号）は、平成11年7月16日に公布され、これらの規定は平成12年4月1日施行されたことから、該当一件書類は、「第7次（平成13～17年度）奈良県交通安全計画」、「第8次（平成18～22年度）奈良県交通安全計画」及び「第9次（平成23～27年度）奈良県交通安全計画」が該当し、現存するものである。これら一件書類には、同号について協議を受けたことを示す記述はない。

子育て支援に係る事務を所管する子育て支援課に現存する文書には、同様に同号に関する奈良県警察からの協議に係る記録はない。

道路交通法及び施行令の解釈運用については、国が全国的に統一的な考え方で規制する性質のものであり、実施機関が奈良県警察から協議を受ける性格のものではないと考えられる。

したがって、同号の解釈運用について実施機関が奈良県警察から協議を受けるということは通常想定されない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人が、「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に関しての奈良県警察との協議記録」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

施行令第26条の3の2第3項第5号は、幼児用補助装置の使用義務について、授

乳、おむつの交換等幼児用補助装置を使用させたまま幼児に日常生活上の世話をを行うことができない場合で、運転者以外の者がその世話を行っているときは、当該使用義務が免除されることを定めたものである。

実施機関においては、交通安全対策に関する事業を実施しており、当該事業を担当する部署（以下「交通安全担当課」という。平成21年4月1日からは総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課が該当し、それ以前の文書を引き継ぐ。）において所管している。

実施機関の説明によると、交通安全対策に係る事項について、奈良県警察が実施機関に協議等を行う場合には交通安全担当課が窓口となるため、当該協議等の有無については交通安全担当課において把握しているとのことである。

そこで、当審査会は、交通安全担当課において本件開示請求に係る行政文書を保有していないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、同課の執務室及び書庫を探索したが当該行政文書は発見できなかったとのことである。

なお、奈良県においては、交通安全対策基本法及び奈良県交通安全対策会議条例（昭和45年12月奈良県条例第24号）に基づき奈良県交通安全対策会議が設置されており、同会議において策定された奈良県交通安全計画には、幼児用補助装置の使用を啓発する旨の記述がある。そこで、同会議の資料、議事録等に、異議申立人の求める協議に係る記述がないかどうかを確認するため、同会議の庶務を処理する実施機関に対し、当該記述の有無について説明を求めたところ、道路交通法及び施行令に幼児用補助装置の使用義務に係る規定が制定された後に策定された奈良県交通安全計画に係る同会議の資料、議事録等を含む一件書類に、該当する記述はないとのことであった。

ところで、異議申立人は、奈良県警察が施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」に関して子育て支援を担当する部署と協議を行っていて然るべきであると主張している。そこで、当審査会は、実施機関において子育て支援に関する事業を担当する部署（以下「子育て支援担当課」という。平成23年4月1日からは健康福祉部こども・女性局子育て支援課が該当し、それ以前の文書を引き継ぐ。）において本件開示請求に係る行政文書を保有していないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、同課の執務室及び書庫を探索したが当該行政文書は発見できなかったとのことである。

また、道路交通法及び施行令に幼児用補助装置の使用義務に係る規定が定められたのは、平成11年であることから、仮に、その当時に施行令第26条の3の2第3項第5号について奈良県警察と協議が行われ、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していたとしても、本件開示請求時点において既に保存期間の満了により既に廃棄されていることも考えられる。しかし、この点について、実施機関は、道路交通法及び施行令の解釈運用については、国が統一的な考え方を示すものであることから、実施機関が奈良県警察から協議を受ける性格のものではなく、当該文書を作成又は取得することは通常想定されない、と説明している。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明

は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「奈良県知事は、主管課を交通安全の普及・啓発を担当する部署から子育て支援を担当する部署に変更し、当該協議記録を開示すべきである。」と主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書を見分したところ、「担当する課又は出先機関の名称等」欄に交通安全担当課の名称が記載されている。しかし、開示決定等の主体は「奈良県知事」であり、本件決定は、交通安全担当課及び子育て支援担当課のみならず実施機関における全ての所属において保有する文書について判断されたものであると認められる。したがって、異議申立人の主張は採用できない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 9月12日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成24年10月12日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 6月10日 (第174回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年 7月 9日 (第175回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成26年 7月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）、弁護士	会 長 代 理
いるめよしお 以呂免義雄	弁護士	
ちはらみえこ 千原美重子	臨床心理士	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学大学院法務研究科教授 （行政法）、弁護士	会 長